



「緊急事態宣言」の解除に伴う窓口営業時間の変更について

このたびの新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」が解除されたことを踏まえ、下記の店舗における昼休業を終了し、通常の窓口営業時間に変更させていただきます。

なお、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルス感染症拡大防止の両立を図る観点から、一部店舗の昼休業を継続いたします。引き続きお客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当行は、引き続きお客さまおよび行員の健康と安全確保を最優先に新型コロナウイルス感染症の拡大防止につとめるとともに、お客さまの資金決済や事業資金のご支援など金融サービスの迅速な提供に取り組んでまいります。

記

1. 通常営業再開日

2021年4月1日（木）

2. 通常営業再開の対象店舗（16カ店）

	店 舗 名
岡山県内	岡山支店、清輝橋支店、水島支店、玉野支店、児島支店、倉敷支店、総社支店 大元支店、岡山駅西口支店、庭瀬支店、岡山南支店
高知県内	高知支店、伊野支店（高知支店内）
徳島県内	徳島支店、鳴門支店、徳島北支店

3. 変更内容

	変 更 前	変 更 後
窓 口 営 業 時 間	平日 9:00 ~ 11:30 12:30 ~ 15:00 (休業時間 11:30 ~ 12:30)	平日 9:00 ~ 15:00

4. その他

昼休業継続店における通常営業再開につきましては、あらためてお知らせいたします。

【継続店・20カ店】

東京都内2カ店、愛知県内1カ店、大阪府内5カ店、兵庫県内4カ店、広島県内2カ店、福岡県内1カ店、愛媛県5カ店

以上